



2014年7月17日

一般社団法人セーフインターネット協会

SIA 「セーフライン (SafeLine)」のガイドラインを改定
～新たに「いじめ行為」や「リベンジポルノ」などにも対応し、
より安心・安全なインターネット社会の実現に貢献～

一般社団法人セーフインターネット協会（会長：別所 直哉 以下、SIA）はインターネット利用者からの連絡等を元に、違法な情報や有害な情報が掲載されたサイトの管理者に対しての削除要請や、警察への通報を行う取組み「セーフライン (SafeLine)」のガイドラインを改定し、本年7月17日より本格稼働することをお知らせいたします。

SIAは、インターネットの悪用を抑え自由な利用環境を護るために、インターネットの悪用に対する実効的な対策を立案・実行することを目的にインターネット関連ビジネスを行う民間企業の有志で2013年に設立いたしました。同年11月からはインターネット利用者からの連絡等を元に、違法な情報や有害な情報が掲載されたサイトの管理者に対しての削除要請や、警察への通報を行う取組み「セーフライン (SafeLine)」を開始し、より安心安全にインターネットを利用するための環境整備に取り組んでまいりました。

近年、スマートフォン利用が急速に拡大し、スマートフォンを利用した様々なトラブルが報告されるようになってきました。特に青少年の利用トラブルは、「いじめ」や「リベンジポルノ」など深刻化するケースも発生し、大きな社会問題となっています。このような状況に鑑み、SIAでは「セーフライン (SafeLine)」のガイドラインを改定し、本年7月17日より本格稼働いたします。今回改定するガイドラインは、これまで対象としていた違法有害情報の他に、児童等の「いじめ行為」や「リベンジポルノ」に関する情報なども対象として追加します。

また、海外サーバに蔵置されている日本向け違法サイトが問題視されている中、今回の取組みでは海外のプロバイダに対してもSIAが直接削除要請（送信防止措置要請）を実施します。特に、児童ポルノ画像等の深刻な被害をもたらすデータに対しては、対応が行われるまで継続して削除要請を行うことで、削除の実効性を確保していきます。SIAでは今後、セーフライン事業を通して、個別に違法・有害情報の削除に努めるほか、それらの対処を通じて得たデータと分析を基に、表現の自由に配慮しつつ、中長期的視座に立った違法・有害情報排除施策を検討・実施してまいります。

【参考資料】

● 「SafeLine」 運用イメージ図



● 「SafeLine」 が対象とする違法有害情報

違法情報		<ul style="list-style-type: none"> ・猥褻 ・薬物 ・振込詐欺 ・不正アクセス ・児童のいじめに関する画像等★ ・リベンジポルノに関する画像等★
有害情報	違法行為を引き起こすおそれがある情報	<ul style="list-style-type: none"> ・違法行為を直接的かつ明示的に請負・仲介・誘引等する情報 ・セーフラインが対象とする違法情報のうち、違法情報該当性が相当程度認められる情報 ・人を自殺に誘引・勧誘する情報
	極めて重大な問題情報として広く認知されている情報	<ul style="list-style-type: none"> ・脱法ハーブ等の販売・譲渡★ ・児童を対象としたいじめ行為の勧誘・誘引情報★

★：今回追加された対象情報

※各対象情報の詳細につきましてはガイドラインをご覧ください。

<http://www.safe-line.jp/>